
入院のご案内



社会医療法人一成会

木村病院

Kimura Hospital

社会医療法人 一成会 理念

みんなの元気のパートナー

基本方針

1. 地域のニーズに応え、地域に選ばれる医療・介護施設となる
2. 安心・信頼できる医療・介護を提供する
3. 一人一人を尊重し、説明と同意を重視する
4. 明るく働きがいのある職場を作る
5. 組織的で効率的な経営を行う
6. 資源を大切にする



木村病院
Kimura Hospital



Midori
みどり



Wakaba
わかば

目次

社会医療法人 一成会 理念・基本方針	1
目次	2
患者さんと医療従事者が作るパートナーシップ	3
一成会職業倫理方針	4
入院手続きについて	5
入院時の持ち物について	6
入院中の生活について	7~9
血液検査についてのお知らせ	9
入院中の診療・その他について	10
入院費について	11~12
退院手続きについて	13
医療相談室のご案内	13
訪問看護について	14
訪問診療について	14
診断書・証明書について	15
医療参加へのお願い	16
診療・看護・その他について	16
個人情報保護方針	17
個人情報の利用目的について	18
交通案内	19

患者さんと医療従事者が作るパートナーシップ

よりよい医療・介護を実現するためには、数々の条件が必要です。医療・介護従事者がさまざまな努力をするべきことは言うまでもありません。そして、患者さんと医療・介護従事者がパートナーとして、対等な立場で疾病と向かい合うために、患者さん自身にも、医療・介護の場において果たすべき役割があるのではないのでしょうか。そこで、そのことを前提として、それぞれが果たす役割はどのようなものであるべきか考え、以下のようにまとめました。

1. 患者さんと医療・介護従事者が作るパートナーシップ

一成会は、よりよい医療・介護を実現するためには、患者さんと医療・介護従事者が、対等に近い立場で相互に信頼しあい、それぞれの役割をきちんと果たすことが重要であると考えます。それが、一成会が考える「患者さんと医療・介護従事者が作るパートナーシップ」です。

2. 患者さんの権利

患者さんの権利を守ることは、私たち医療・介護従事者の役割です。患者さんは、一成会が提供する医療・介護において、以下の権利を有すると考えます。

- ① 自分の病状やけがの状態について知る権利
- ② 自分の病気やけがについての治療・介護方法を知る権利
- ③ 自分の病気やけがの治療・介護方法を選択する権利
- ④ 医療・介護者を選択する権利

3. 患者さんの役割

医療・介護をよりよいものにするために、患者さんは、医療・介護のパートナーとして次に挙げる役割を果たして下さるようお願い致します。

- ① 医療・介護に必要な情報を、できる限り正確に伝えてください
- ② 患者さん自身の病状を、より正確に理解してください
- ③ 医師やスタッフの助けを得ながら、患者さん自身が、医療・介護についての方針を自己決定してください

作成 2008 年 12 月

改訂 2022 年 4 月

一成会職業倫理方針

1. 私たちは、医療・介護という仕事に誇りを持ち、高い倫理を保ちます
 - ・ 私たちは患者さんの幸せのために、医療・介護をします
 - ・ 自分をコントロールし、他のスタッフと協力し、最善の状態で仕事ができるよう努めます
2. 患者さんに公正な医療・介護をします
 - ・ 患者さんを差別せず、医療・介護を提供します
 - ・ 根拠に基づく医療・介護を提供します
 - ・ 所定の手続きに従って、診療情報を開示します
3. 医師やスタッフによる説明と患者さんの選択に基づく医療・介護を進めます
 - ・ 患者さんが理解し選択できるように、医師やスタッフが説明します
 - ・ 患者さんの選択を尊重し、同意を確認して医療・介護を進めます
4. 患者さんのプライバシーを尊重します
 - ・ 患者さんのプライバシーに配慮した診療を行います
 - ・ ルールに従い、患者さんの個人情報を守秘します
5. 診療情報を患者さんに伝えます
 - ・ 病状や検査結果の診療情報は、患者さんと患者さんの選んだ方に伝えます
6. より良い医療・介護が行われるよう、研修、研鑽いたします
 - ・ 組織的に研修を行い、知識・技術の向上に努めます
 - ・ 医療・介護の水準を向上するために、マネジメントの改善に努めます
7. 患者さんの人生が最後まで豊かであるように、その意思を尊重します
 - ・ 患者さんの人生が最後まで豊かであるよう、最善を尽くします
 - ・ 人生の最後のあり方について、患者さんの意思を尊重します

作成 2008年12月

改訂 2022年 4月

入院手続きについて

■ 入院手続

入院されましたら、クランク（病棟事務員）が手続きについて説明します。

各書類をお渡ししますので記入後、説明の通りにご提出ください。

その後、受付で健康保険証・高齢受給者証・介護保険証のコピーをとらせていただきます。健康保険証に変え代えて、マイナンバーカードをご利用の場合は受付で読み取り機を使用して手続きさせていただきます。

■ 入院手続に必要なもの

① 健康保険証（受給者証等）

健康保険、労災保険、生活保護等でのご入院の方で、入院手続きの際、マイナンバーカード（健康保険証）・受給者証・証明書等の提示がない場合は、治療費の全額が自己負担となりますのでご了承ください。

② 診察券

③ その他証明書

高額療養費の現物給付を受ける場合の限度額適用認定証など

④ 入院証書

連帯保証人1名が必要となります。いらっしゃらない場合はご相談ください。

⑤ 他院からの退院証明書をお持ちの方はご提出ください。

■ 入院をお断りする場合

医療設備・体制上、入院できない場合もございます。

尚、きまりを守れない時や周囲の人に著しい迷惑を及ぼすときには、入院をお断りする場合があります。

入院時の持ち物について

持ち物についての注意事項

- ご携帯品については必要最低限にし、全てに記名をお願いいたします。
- 必要以外の現金・貴重品は、お持ち込みにならないでください。お持ち込みになった現金・貴重品はご自分で管理してください。紛失しても責任は負いかねます。
- 危険物（ナイフ・爪切り・ハサミ等の刃物・ライター・マッチ等）お持ち込みにならないようお願いいたします。

持ってきていただく物

No	持ち物	✓欄	備考
1	服用中・使用中のお薬全部 お薬手帳		飲み薬・目薬・吸入薬・塗り薬・貼り薬
2	洗面用具		シャンプー・リンス・歯ブラシ・歯磨き粉・泡タイプのボ ディソープ・電動髭そり
3	ティッシュペーパー		
4	湯のみ又は吸いのみ		割れないもの
5	院内履物		すべらない履物・リハビリ用の運動靴
6	洗濯物入れ		ご自宅で洗濯する方は洗濯物を入れる袋をご用意くだ さい。

※ 当院、売店にて必要なものは買い揃えることができます。

※ 入院生活上、必要な物品が無い場合は売店にてご用意し、定時請求時、業者から請求させていただきます。

※ オムツは、専門業者が当院規定のオムツを患者さんのベッドまで届けます。オムツ費用は定時請求時、業者から請求させていただきます。

病衣・タオルのレンタルについて

当院では患者さんが入院中に必要とされる病衣やタオル類のレンタルを専門業者により導入致しております。

ご希望の方は、別紙申込書をご利用ください。

入院中の生活について

■ 禁酒・禁煙

- 院内は全て《禁酒・禁煙》です。必ずお守りください。

■ 起床・消灯

- 起床は午前 6 時、消灯は午後 9 時です。

■ 食 事

- 入院中のお食事は、病状に応じて準備致しますので、病院食以外のお食事は医師から許可された場合を除き、ご遠慮ください。
- 原則として看護職員が、配膳車から各患者さんにお配りしますが、安静を指示されていない方、歩ける方は、なるべくご自分でお願いします。
- 食事が済みましたら、安静を指示されていない方、歩ける方は、食器類をご自分で配膳車にご返却ください。
- 安静を指示されている方、歩けない方については、看護職員が返却しますのでナースコールにてご連絡下さい。

＊配膳時間＊
朝 食： 午前 8 時
昼 食： 正午
夕 食： 午後 6 時

■ 入 浴

- 入浴は病状に応じて主治医より許可されます。

■ 洗 濯

- 洗濯は、出来るだけご自宅でお願ひします。
- ご自宅での洗濯が不可能な場合は、当院より専門業者に委託の手配をいたしますのでお申し出ください。（有料）

■ 電 話

- 携帯電話のご使用は、医療機器に影響が及ぶため、病室内では使用しないでください。指定された場所をお願いします。個室の場合は許可されれば使用できます。
- 電話のお取次はできません。ご了承ください。

■ WiFi

- WiFi は 1 日 500 円でご利用いただけます。クラーク（病棟事務員）にお申し出ください
- 差額室料をお支払いの方は無料でご利用いただけます。

■ 面会について

- 社会状況を踏まえ変更することがあります。病院から発信するホームページやお知らせをご覧ください。
- エレベーターホールの面会者記入用紙にご記入をお願いします。
- お子様の面会は中学生以上とさせていただきます。
- 患者さんの容態および診療・看護の都合により、面会をお断りすることや、お待ちいただくことがあります。
- ご面会は、病室、病棟デイルームをご利用ください。

～ 感染防止のため次の事項にご協力ください ～

- ※ 風邪や感染症状のある場合は面会をご遠慮ください。
- ※ 病室に出入りする際は、備え付けの手指消毒剤で手指消毒をお願いします。
- ※ マスクの着用をお願いします。
- ※ 流行の状況によっては、面会制限をする場合があります。

■ 非常時の避難について

- 非常時には混乱を起こさぬよう、医師や看護師等病院職員の誘導に従ってください。
- 火災・地震が発生した場合、エレベーターの使用は厳禁とします。
- 所持品は持たずに、まず避難を優先してください。

■ その他

- 個人情報保護のため、お電話での容態等の問い合わせ、入退院の有無などはお答えしておりません。ご理解とご協力をお願いいたします。
- 病室の外にご自分の名前を表示したくない方は、ご入院時に病棟スタッフまでお申し出ください。
- 病状等によって病棟・病室を移っていただく場合があります。
- 入院中に他院を受診すること、処方を受けることは原則できません。（ご家族代理も）ご希望の際は医師にご相談ください。
- 病院の設備・備品を破損した場合、弁償していただく場合があります。
- 盗難他、犯罪行為が発生した場合は、至急職員までご連絡ください。

■ 物品販売

- 入院生活に必要な物品などは、2階売店で販売しております。
- 飲物の自動販売機は正面玄関、2階外来、3階・4階病棟デイルームにございます。

■ 入院中の注意事項

患者さん各自がルールを守り、快適な療養生活が過ごせるよう、以下の規則につきまして、ご協力をお願い致します。

- 診療や看護については、主治医、看護師の指示に従ってください。
 - 病院内では静粛を守り、ラジオ・テレビ等をご利用の場合は必ずイヤホンをしてください。
 - * イヤホンは 2 階売店で販売しております。
 - * テレビカードは、病棟デイルームの自動販売機でご購入ください。
 - * テレビカードの残度数は、2 階売店前の自動精算機にて精算できます。
 - 不必要に他病室、ナースステーション等に出入りすることはご遠慮ください。
 - 電気器具をご使用になる方は、必ずナースステーションへお申し出ください。
 - * 電気ポット、電気あんか、電気毛布の持ち込みはご遠慮ください。
 - * 冷蔵庫はテレビカードでご利用いただけます。
 - 保険証はもとより、受給者証、住所、入院証書の記載事項に変更がありましたら、病棟スタッフまですみやかにお申し出ください。
 - その他、診療行為の妨げ、他の患者さんのご迷惑になるようなことはおやめください。
- ※ 以上の事を守れない場合は、退院していただくことがありますので、予めご了承ください。

血液検査について

■ 感染予防

当院では、内視鏡検査及び手術、または出血を伴う検査や処置などに際して、患者さんご自身の健康管理のため、また他の患者さんや医療従事者への感染予防のために下記の検査を提供しております。

検査に際しては、患者さんのプライバシーを厳守いたしますとともに、検査の結果にかかわらず適切な診療を行います。

HIV 検査は健康保険の適応外となっています上に、行政より皆様の希望で行うことを文書で確認するように指導されています。自費分は、1,100 円となっております。

- | | | |
|----------|------------|--------------|
| * 検査項目 * | HIV（エイズ） | HBsAg（B 型肝炎） |
| | HCV（C 型肝炎） | TPHA・凝集（梅毒） |

入院中の診療・その他について

■ 回 診

- 回診は、原則として平日毎日午前中に行います。回診時はベッド上でお待ちください。尚、都合により午後になる場合もあります。

■ 薬について

- お使いの薬（飲み薬・目薬・吸入薬・塗り薬・貼り薬）は入院時に確認させていただきますのですべてお持ちください。当院が処方していない薬は、許可なく服用（使用）しないでください。
- 点滴に記載してある氏名は、ご自身でもご確認ください。

■ 検査について

- 検査等につきましては、事前にご説明いたします。検査によっては、禁食などの制限がある場合もあります。その際は、必ず指示をお守りください。
- お名前を名乗っていただくことをお願いする場合があります。

■ 地域包括ケア病床への転室について

- 急性期病床へ入院した方は状態が落ち着いたと医師が判断した時点、概ね2週間で地域包括ケア病床へ移っていただきます。
- 地域包括ケア病床では自宅等へ退院していただく準備ができます。

■ 付き添いについて

- 当院では、看護師及び介護については、当院の看護職員が全て行います。付き添いは原則としてできません。

■ 外出・外泊について

- 主治医の許可が必要です。ご希望の方は、看護職員にお申し出ください。《外出・外泊許可願》をお渡しいたします。
- 外出・外泊の際は、《外出・外泊許可願》を受け取り、外出中はこの用紙を携帯し、帰院された時に看護師または、病棟クーク（病棟事務員）へお渡しください。
- 帰院時間が遅れる場合は、必ず病棟へ電話連絡をお願いします。
その場合、電話に出た職員へ「入院中の（患者さん氏名）です。今、許可を得て外出（外泊）中ですが、予定より遅くなり、〇時に病院へ戻ります」とお伝えください。

入院費について

費用のお支払いについて

- 入院費は毎月 15 日と月末に締め、毎月 17 日、翌月 2 日の午後以降に会計受付時間に 1 階会計で支払いをお願いいたします。（その日が土曜、日曜、祝祭日の場合はその翌日）

会計受付時間 平 日：午前 9 時～午後 5 時
土 曜：午前 9 時～正 午

- 退院の際は、退院日にご精算をお願いいたします。

差額室料について

- 以下の差額室のご用意がございます。ご希望の方は職員へお伝えください。

お部屋のタイプ	価格(税込)	WiFi	テレビ	冷蔵庫	トイレ	シャワー
個室 A	33,000 円	○	○	○	○	○
個室 B	22,000 円	○	○	○	○	○
個室 C	18,700 円	○	○	○	○	
4 人部屋 D	3,850 円	○	○	○		

- 入院費の計算は健康保険の定めにより、ホテル等の宿泊費概念とは異なり、午前 0 時を起点に日数計算いたします。
※ 1 泊 2 日の入院の場合、入院料・差額室料は 2 日分の計算となります。また、ご入院ご退院の日もそれぞれ 1 日分ずつの計算となります。
- 差額室料にはテレビ、冷蔵庫、WiFi 利用料が含まれます。
- 室料のある部屋をご希望の方は、病棟職員までお申し出ください。

高額療養費制度、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額適用認定証について

マイナ保険証以外の方で限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額認定証をお持ちの方は、入院の都度 1 階受付へご提示ください。ご提示がない場合は軽減が受けられません。

- **高額療養費制度**
1 ヶ月に支払う診療費が、高額になった時、自己負担限度額を超えた分（食事負担・差額室料・及びその他保険料外診療分を除く）について、申請により払い戻しを受ける制度です。
- **限度額適用認定証**
入院時に保険証と一緒に窓口に提示することにより、1 ヶ月あたりの診療費の支払いが自己負担限度額までとなる制度です。申請月から適応されます。
- **限度額適用・標準負担額適用認定証**
入院時に保険証と一緒に窓口に提示することにより、自己負担限度額または、1 食あたりの食事負担額が軽減される制度です。

これらの制度につきましては加入している医療保険の保険者（高齢者受給者証の方は居住地の市区町村）へお問い合わせください。

※ 荒川区役所 国民年金課保険給付係 ☎ 03-3802-3111（内線 2381～2383）

■ 高額療養費制度の自己負担限度額（月額）

対 象 者	自己負担限度額月額（1）	多数該当（2）
ア）年収約 1160 万円以上 健保：標準報酬月額 83 万円以上 国保：年間所得 901 万円超	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ）年収約 770 万円～1160 万円 健保：同 53 万円～79 万円 国保：同 600 万～901 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ）年収約 370 万円～約 770 万円 健保：同 28 万円～50 万円 国保：同 210 万円～600 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ）年収 156 万円～370 万円 健保：同 26 万円以下 国保：同 210 万円以下	57,600 円	
オ）住民税非課税	35,400 円	24,600 円

- 2018年8月1日より70歳以上の高額療養費制度の変更があり、70歳未満とほぼ同様の内容になりました。異なる点は住民税非課税世帯の部分です。

70 歳以上	自己負担限度額(月額)	
住民税非課税世帯	世帯単位	個人単位(外来)
低所得者Ⅱ	24,600 円	8,000 円
低所得者Ⅰ	15,000 円	

低所得者Ⅱ…世帯員全員が①市町村民税非課税者、又は②生活保護法の要保護者であって、自己負担限度額・食事標準負担額の減額により保護が必要でなくなる者

低所得者Ⅰ…世帯員全員が「低所得者Ⅱ」に該当し、さらにその世帯所得が一定基準以下

(1) 70 歳未満の自己負担限度額は、①医療機関ごと、②医科・歯科別、③入院・外来別 に適用

(2) 多数該当：直近 1 年間における 4 回目以降の自己負担限度額（月額）

■ 食事負担金

2025年4月1日～

区 分	対象者	食事負担金（1 食につき）	
上位所得世帯	ア) ～ エ)	510 円	
一般世帯			
難病患者		280 円	
住民税非課税世帯	オ)	90 日未満	240 円
	低所得者Ⅱ	90 日以上	190 円
	低所得者Ⅰ	110 円	

■ 保険証・受給者証等の確認のお願い

ご入院中に保険証の資格喪失された方、新規加入された方、公費負担受給者証を受け取られた方など、保険証・受給者証に追加変更がございましたら、1 階受付までお持ちください。
受付まで保険証・受給者証等の変更等がない場合でも、係の者がお部屋まで確認にお伺いすることがございます。ご協力お願いいたします。
ご不明な点がございましたら病棟クランク・受付までご連絡ください。

退院手続きについて

■ 退院について

主治医とご相談の上、退院日が決まりましたら、以下の手続きをお願いいたします。

- 退院日に1階会計にて入院費の精算をお願いいたします。
- 退院は原則として午前中をお願いいたします。
- 退院に際し、お困りの事や心配なことがございましたら、1階 受付にお声がけください。
医療ソーシャルワーカー（MSW）が対応いたします。

医療相談室のご案内

当院の医療相談室では、医療ソーシャルワーカー（MSW）と呼ばれる専門の相談員が、皆様からのご相談に応じています。

医療ソーシャルワーカーとは、入院および退院に伴い患者さんに心配事が生じた場合、社会福祉の視点から患者さんのお手伝いをする職員の事です。

例えば次のような場合にご相談ください。

- * 社会福祉制度の利用方法を知りたい。
- * 医療費、生活費について不安がある。
- * 退院後の自宅療養について知りたい。
- * 各種施設や関係機関の利用方法がわからない。

その他、お困りの事がございましたら、お気軽に医療相談室をご利用ください。

ご相談については、

- ① 無料です。
- ② 秘密は厳守します。
- ③ 医師や看護師を通す必要はありません。
- ④ ご家族の方でも結構です。

相談受付時間	月～金曜日	土曜日	日・祝日
	9：30 16：00	9：30 12：00	休　み

地域包括ケアシステムについて

厚生労働省においては、2025年(令和7年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

訪問診療について

当院では、地域包括ケアシステムを病院の立場から推進するため、訪問診療を行なっております。

「ほぼ在宅、時々入院」を切れ目なく提供していきますので安心して在宅療養を続けることができます。

訪問看護について

当法人では在宅療養している方のために訪問診療と連携して訪問看護を提供しています。

ご希望の方はお気軽にご相談ください。

■ 訪問看護ステーション みどり

〒 116 -0001 東京都荒川区町屋 4-1-16 ☎ 03 -3892 -0106

■ 訪問看護ステーション みどり わかば営業所

〒 116 -0003 東京都荒川区南千住 2-28-12 ☎ 03 -5811 -6060

診断書・証明書について

当院では診断書作成にあたり下記の料金をいただいております。
詳しくは受付にてお問い合わせください。

2024年4月1日より

書 類	金額（税込）1 通につき
当院書式診断書	3,300円
警察提出用診断書	6,600円
生命保険診断書（保険会社入院証明）	6,600円
身体障害者診断書 ・ 意見書	11,000円
障害年金用診断書	11,000円
後遺症診断書	6,600円
自賠責用診断書	6,600円
自賠責明細書	3,300円
交通災害共済見舞金	6,600円
領収証明書	550円
難病認定の診断書	6,600円
死亡診断書（区提出用）	6,600円
労災障害認定用診断書（10号）	4,000円
学校安全会	無 料

医療参加へのお願い

木村病院は、患者さんを尊重し、患者さんと一緒に医療に取り組んでいきたいと考えています。
分かりやすくご説明し、同意を頂くだけでなく、患者さんに積極的に医療に参加して頂きたいと考えています。

分からないことは納得するまでお尋ねください。

また、こちらからお尋ねする事項にはできるだけ正確にお答えください。

診療・看護・その他について

各種ご相談、お気づきの点等ありましたら、お気軽に下記までお申し出ください。

診療について	院 長	きむら はるか 木村 玄
	副 院 長	かわち ひでおみ 河内 秀臣
看護について	看護部長	いまい と き こ 今井 斗季子
	看護副部長	さしなみ ようこ 差波 陽子
	外来看護師長	おしろ まさこ 尾城 昌子
	病棟看護師長	えだ けいこ 江田 恵子
	病棟看護師長	まつなが みちこ 松永 通子
患者サービスについて	患者サービス部長	きむら ひろみ 木村
個人情報取り扱いについて		
診療費等について	医事課長	つなかわ ま き 綱川 真生
医療福祉相談について	患者サービス部課長	たなか いづみ 田中
病棟退院相談窓口	医療福祉相談員	きたむら ま い 北村 真依
医療安全相談窓口	患者サービス部長	きむら ひろみ 木村

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるものです。特に、医療で扱う個人情報は、重要で細心の注意を必要とするものです。社会医療法人一成会では、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます

1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用及び提供に関する内部規定を定め、これを遵守します。

2. 個人情報の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなどに関する最善の予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図り、万一の問題発生時には速やかな是正措置を実施します。

3. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

4. 教育および継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

5. 診療情報の提供・開示

診療情報の提供・開示に関しては、別に定めます。

2022年4月改定

個人情報の取り扱いについて苦情・ご意見がございましたら、外来診療時間中に患者サービス部へお申し出ください。

公共の立場で、東京都電話相談窓口でも対応しますので下記にご相談ください。

東京都 **患者の声相談窓口** ☎ 03-5320-4435

* 受付時間 : 平日 9時～12時まで／13時～17時まで *

個人情報の利用目的について

社会医療法人社団一成会では、外来において患者さんのお名前をお呼びして、診察室への案内、会計の案内、予約業務を行います。また、病棟においては廊下に患者さんのお名前を掲示し、事故防止を図っています。

そして、また、以下の利用目的で使わせていただきます。

※患者さん・利用者さんのご家族・関係者の情報も必要な場合、同様に取り扱います。

〔当法人内での利用〕

- ・ 患者さん・利用者さんへの診療・看護・介護のため、また健診のご案内のため
- ・ 医療・介護保険事務のため
- ・ 当法人の管理運営業務のうち、
 - 入退院等の病棟管理のため
 - 会計・経理のため
 - 医療事故等の報告のため
 - 診療・看護・介護の向上のため
 - 診療・看護・介護業務の維持・改善のための基礎資料のため
 - 職員研修・学生実習への協力のため
 - 症例研究のため
 - 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査のため

〔当法人外（ご家族・他事業者等）への情報提供〕

- ・ 患者さん・利用者さんへの診療・看護・介護のうち、
 - 家族等への病状・心身その他の状況説明のため
 - 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携のため
 - 居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、行政からの照会（意見書等を含む）への回答のため
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託のため
 - 他の医療機関等からの照会への回答のため
 - 患者の診療等に当たり、外部の医師等に意見・助言を求める場合
 - 患者の診療等に当たり、外部の医師等に意見・助言を求める場合
- ・ 医療保険事務・介護保険事務のうち、
 - 保険事務の委託のため
 - 審査支払い機関へのレセプト提出のため
 - 審査支払い機関、行政、又は、保険者からの照会への回答のため
- ・ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等のため・外部監査機関への情報提供のため
- ・ 治験に協力するため

上記個人情報の利用目的に支障のある方は、お申し出いただければ対応いたします。特段のお申出が無い場合は了承いただいたこととします。第三者へ提供についてご希望があれば開示します。また、いつでも変更可能ですのでお申し出ください。対応窓口は患者サービス部となっております。外来診療時間中にお近くの職員へお声をおかけください。

交通案内



■ 電車でお越しの方

③ 千代田線 町屋駅より
都電荒川線「三ノ輪橋」行き
に乗り、「荒川一中前」目の前

④ 日比谷線 三ノ輪駅より
徒歩 10 分

■ バスでお越しの方

バス停「荒川一丁目」から徒歩 3 分

都バスは、里 22・草 63・草 64 の 3 路線が通っています。

住 所 東京都荒川区南千住 1 丁目 1 番 1 号

電話番号 03-5615-2111

診療科目

外科・血管外科・整形外科・脳神経外科

内科（循環器・呼吸器・消化器・糖尿病・人工透析）

泌尿器科・皮膚科・美容皮膚科・リハビリテーション科